

マイクロチップ情報を指定登録機関に届出されている 犬の飼い主の方へ

令和4年6月1日～

川崎市では、 犬の登録関係の手続きが簡略化されます (狂犬病予防法の特例制度)

- ① 環境省の指定登録機関に、マイクロチップ情報の変更登録を行えば、狂犬病予防法に基づく犬の登録手続きは不要です。
- ② この場合、装着したマイクロチップが鑑札とみなされるので、鑑札の装着は不要です。※1
- ③ 住所変更や死亡などの届出についても、マイクロチップ情報の変更を行えば、川崎市への手続きは不要です。※2



※1 区役所衛生課で狂犬病予防注射の済票交付申請及び済票装着は必要です。

※2 川崎市外に転出する場合は、転出する先の自治体にお問い合わせください。

犬を家族に迎え入れたら、
住所や氏名、電話番号が変わったら、

他の市町村から
川崎市に引っ越しされてきたら、
犬が亡くなったら、

環境省の指定登録機関に
マイクロチップ情報の変更登録を忘れずにしましょう



環境省 指定登録機関 (公益社団法人 日本獣医師会)
犬と猫のマイクロチップ情報登録サイトはこちら ⇒



令和4年6月1日から
利用できます

<https://reg.mc.env.go.jp>

問合せ先

川崎区役所 衛生課	044-201-3222	幸区役所 衛生課	044-556-6681
中原区役所 衛生課	044-744-3271	高津区役所 衛生課	044-861-3322
宮前区役所 衛生課	044-856-3270	多摩区役所 衛生課	044-935-3306
麻生区役所 衛生課	044-965-5164	健康福祉局 生活衛生担当	044-200-2447